

10月は国保強調月間

健やかな未来を築くみんなの国保

ふだん、どんなに健康でも、いつ病气やけがに襲われるかわかりません。そんなときに、お金がなくてお医者さんにかかれなかつたり、医療費が高額になって経済的な苦境に立たされてしまったら大変です。

国民健康保険制度（国保）は、そういう場合に備え、加入者の収入に応じて、保険税を出しあい、みんなで助け合おうという「相互扶助」を目的とした制度です。

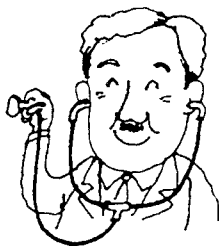
国保の事業は、けがや病气をして、お医者さんにかかったとき、医療費の負担をすることです。

そのほか、お産があったときの助産費（十三万円）、お葬式のときの葬祭費（二万円）なども支給しています。これらを「保険給付」といい、国保の事業であるとともに、国保の大きな目的でもありません。従って、医療費の動向を正確に把握することが大切となります。下の図は、都留市の国保加入者の一年間にかかった医療費を一般被保険者、退職被保険者、老人保健給付対象者別に過去五年間の推移を示したものです。

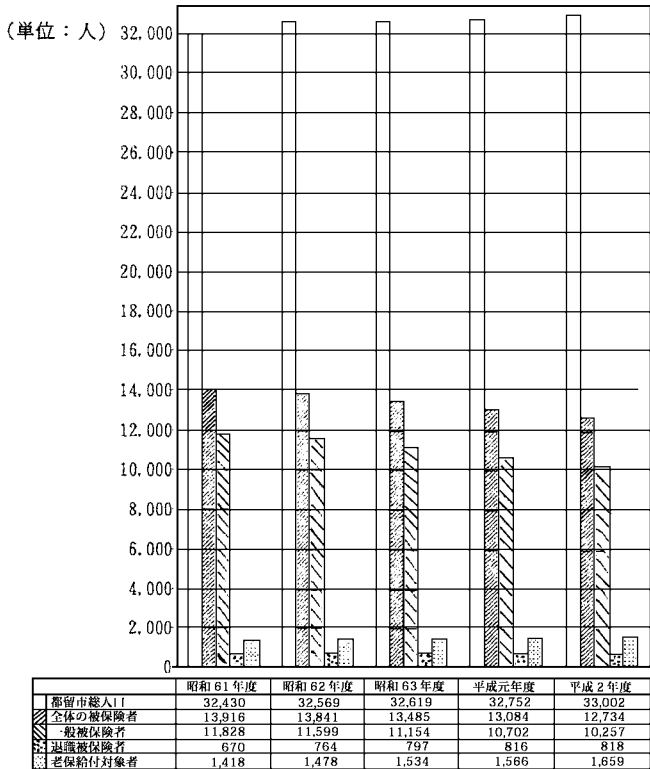
昭和六十一年度からの医療費の推移ですが、年々医療費が伸び、五年間（全体）で四万五九八七円も上がっています。特に、老人保

健給付対象者は、八万七七六〇円にもなっております。

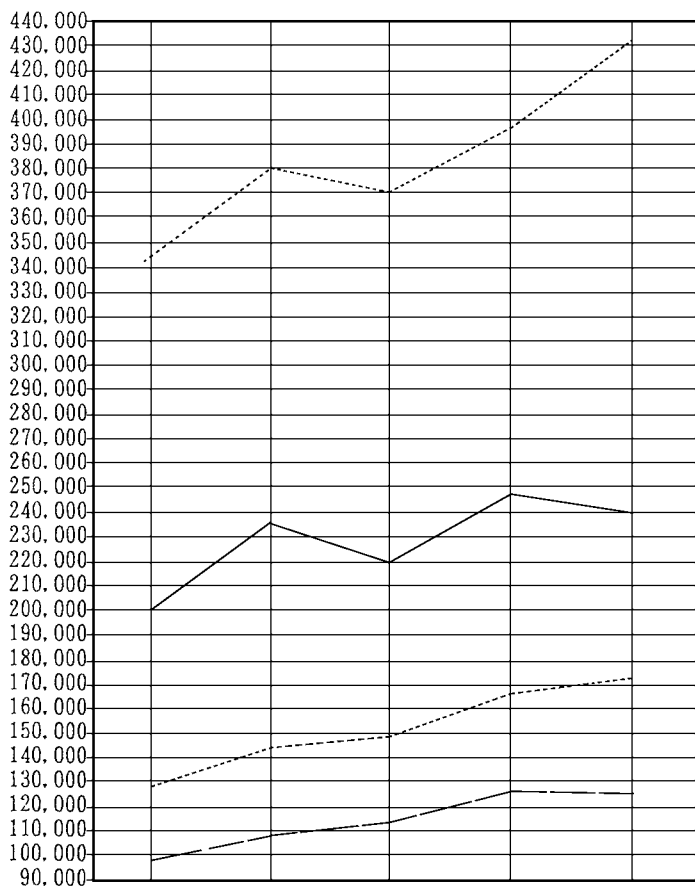
医療費に関心を持ち、健康診断は積極的に受け、治療より予防に努めるようお願いいたします。



被保険者別国保加入者の推移



被保険者別一人当たり医療費の推移 (単位：円)



● 国保の手続き ●

加入・脱退は14日以内に届け出を世帯主の方は、家族に異動があった場合（加入・脱退のほか、住所、氏名、修学のため、子どもが他の市町村に住むとき、他人の行為によって起きた事故など）、14日以内に必ず届け出てください。届け出が遅れると……

- ・ 保険税をさかのぼって払わなければならぬことがあります。
- ・ 医療費を全額自己負担しないとイケないことがあります。

あとで医療費を返さないといけないことがあります。特に、④保険証を発行している世帯で、子どもがすでに社会人となっている場合、届け出をされないと、保険税がいつまでもかかってきてしまいますので、もう一度保険証の確認をしてください。

もし、疑問なことがありましたら、市役所 保健環境課 国保医療係へお問い合わせください。

内線 125